

若年性認知症ガイド



いつまでも
住み慣れた
府中で暮らしたい

けやきが見守るまち府中 ～認知症になってもずっとあなたを応援します～

- ・ 地域の人や友人、相談機関とつながりながら生活を送ることができます
- ・ 早めに受診し、信頼できる先生につながり続けることが大切です
- ・ 自分がどう生きたいか、どう暮らしたいかを信頼できる人や支援者に伝えましょう

目次

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| ① 若年性認知症とは……………P1 | ④ 利用できる制度やサービス……………P4 |
| ② 気づきのポイント……………P2 | ⑤ 若年性認知症介護者の会……………P10
「きらきら」参加者の声 |
| ③ 受診をするには……………P3 | ⑥ 府中市地域包括支援センター……………P11 |



①ほっとするね 緑の府中

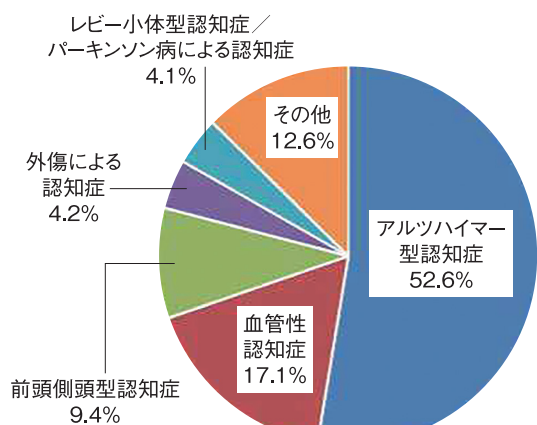
府中市

Ⅰ 若年性認知症とは

若年性認知症は64歳以下で発症する認知症で、全国に約35,700人(令和2年3月厚生労働省)、市内に約80人(2025年9月末)の若年性認知症の方がいると見込まれています。その原因となる病気は、脳梗塞などの脳血管の疾患、アルツハイマー病など、病的には高齢者の認知症と変わりはありませんが、発症年齢が若いことで、高齢者の方とは違った課題をかかえています。本人や配偶者は現役世代であり、経済的に困難な状況になることもあり、本人だけではなく家族の生活にも大きな影響をもたらします。

原因となる疾患の内訳には、主に「アルツハイマー型認知症」「血管性認知症」「前頭側頭型認知症」です。

(図) 若年性認知症(調査時65歳未満)の基礎疾患の内訳



若年性認知症の基礎疾患の内訳(令和2年3月厚生労働省)

高齢者の認知症と比べて前頭側頭型認知症の割合が多い特徴があります。前頭側頭型認知症は、もの忘れよりも性格変化や反社会的な行動、繰り返し行動がみられます。認知症のタイプによっては、言葉の意味が分からなくなったり、文字を読み違える症状があります。また、ほかの認知症に比べると病気であるという自覚がないのも特徴の一つです。



平成27年7月から、前頭側頭葉変性症が指定難病に加わりました。前頭側頭型認知症、あるいは意味性認知症と診断され、重症度分類に該当した場合、難病医療費助成制度の対象となります。

[厚生労働省ホームページ](#) ↑

高齢者の認知症との違い

- 初期症状が認知症特有のものではなく、適切な診療科への受診が遅れたり、診断自体が難しいため、認知症の診断や治療開始が遅れてしまう場合があります。
- 30代から40代で発症する方もいます。
- 若年層であるため、一家の生計を支えている方も多く、経済的に困窮することがあります。
- 子どもが未成年のことも多く、養育や教育の問題など、家庭に大きな問題を起こすことがあります。
- 本人やその配偶者の親に介護が必要な世代であり、複数介護となることがあります。

2 気付きのポイント

認知症は他の病気と同じように、早期診断と早期対応が大切です。早い段階で気付いて受診をすることで、本人や家族が安心して暮らすための準備ができます。

日常生活の中で、行動や話すことがいつもと違っているという「気づき」が認知症の発見につながります。

多くの方は、自分自身に起きている変化への自覚があります。気づきながらも、受け入れられない心の葛藤があるのです。

- 同じ間違いを繰り返すことが多くなった。
- 予定の日にちや時間を忘れることが多くなった。
- 探し物をしていることが多くなった。
- 誰から何の要件で電話があったかなどを忘れてしまう。
- 伝言したことがうまく伝わらない。
- 約束の時間に遅れることが多くなった。
- 運転が得意だったのに、車を傷つけてきたり、道を間違えることが増えた。
- パソコンなど電子機器の操作は得意であったのに、うまく使えなくなった。
- テレビや新聞を見なくなった。関心がなくなった。
- 単純なミス（書き間違い・計算間違い等）が多くなった。
- 以前に比べて、怒りっぽくなった。
- 時○分になったら家を出るなど、こだわりが強くなった。
- 事実は違うのに、正しいと思い込んで訂正がきかないことがあった。
- 複数で話し合う場では、何を話し合っているのか理解ができなかった。
- 慣れた場所でも道に迷うようになった。
- 服装にかまわなくなった。同じものを何回も着ている。
- 趣味や好きなことに興味を示さなくなった。
- 料理や掃除の手順が分からなくなり、時間がかかるようになった。

はじめは、更年期障害やうつ病と診断され、認知症状が目立つようになってから認知症と診断されることも少なくありません。

Aさん（男性） 会社員



夫は60歳を過ぎてから、もの忘れがあり、昨日行った仕事を忘れてしまうので、仕事に時間がかかるようになりました。出かける前に話したことを、帰った時には忘れていることも多く、おかしいと感じて総合病院を受診しましたが、年相応ということでした。その後も様子は変わらず、不安に思って友人に相談したところ、友人のお姑さんが通っている認知症の病院を紹介されました。脳の検査を行いました。脳の萎縮はなく、うつ病によるもの忘れと診断されました。服薬によってうつ状態は改善して体重も戻ったのですが、もの忘れは変わらず、再検査を受けてアルツハイマー型認知症と診断されました。現在は投薬を受けて通院を続けています。

※プライバシー保護のため、内容は変更しています。

3 受診するには

気になる症状があっても、どこに受診をすればよいか分からないことがあります。また、若年性認知症の特徴として、うつ病など他の病気との区別が難しい場合があります。また、認知症の初期には確定診断が難しい場合もあるため、認知症疾患医療センターや認知症に詳しい専門医への受診をおすすめします。

受診の コツ

1

まずは、かかりつけ医に相談しましょう

かかりつけ医には、本人や家族を日頃から知っているという強みがあります。
必要に応じて専門医療機関を紹介してくれます。



受診の コツ

2

受診の前に、準備をしましょう

医師に伝えたい内容をまとめて書いておくとよいです。

本人の生活をよく知っている身近な人の付き添いが重要です

まとめておくよい内容

- 日常生活の中で本人や家族が困っていること
 - その症状に気付いたのはいつ頃か
 - 以前に比べてできなくなってきたことや、変化したことを具体的に
 - 今までかかった病気、現在治療中の病気、今飲んでいるお薬
- ※お薬手帳がある場合は持っていきましょう など



※ 受診の際には、「もの忘れ相談シート」を記入して病院へお持ちください。市ホームページより印刷可能です。→



受診の コツ

3

はじめての受診は勇気がいります

本人が納得して受診することが大事ですが、本人に自覚がない場合やためらいがある場合、すぐには受診につなげることは難しいかもしれません。受診が難しい場合は、かかりつけ医や地域包括支援センターに相談して一緒に考えていきましょう。

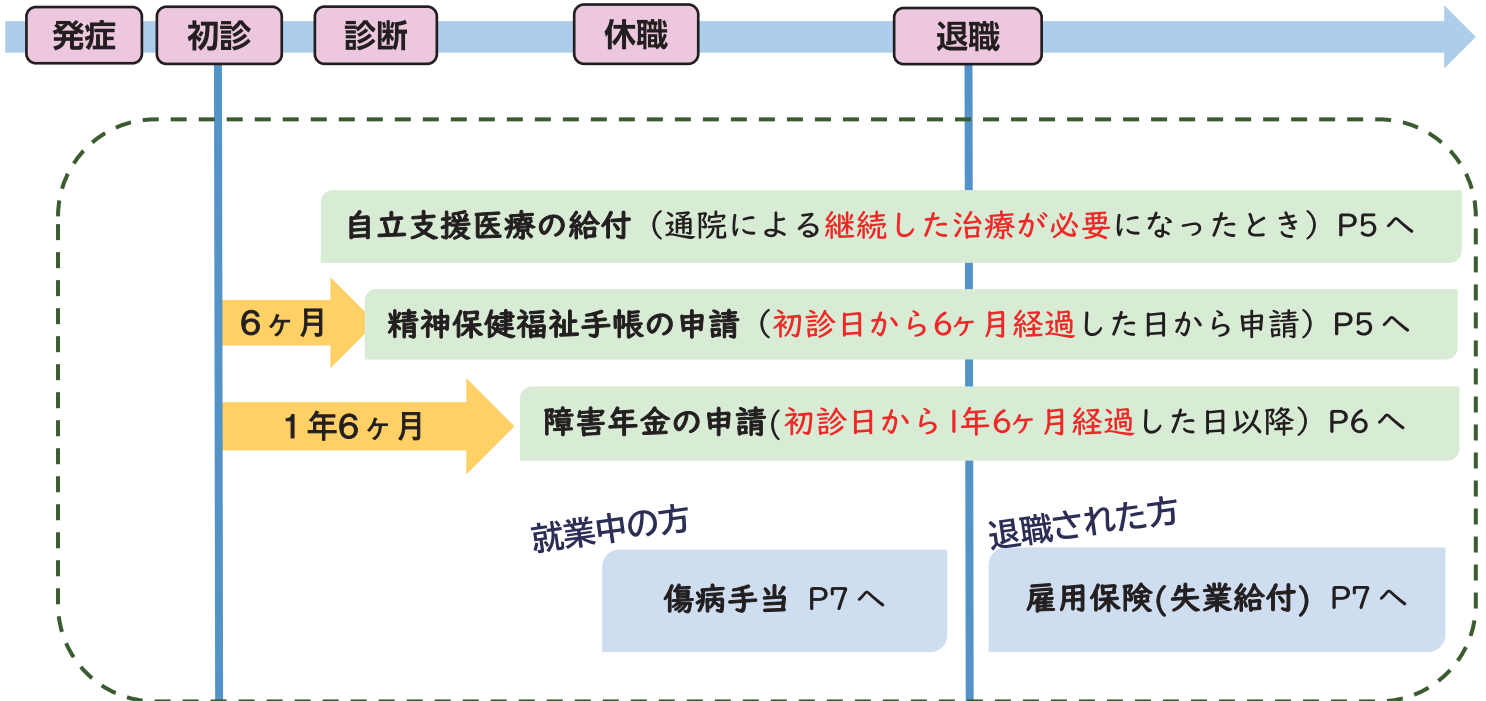
● 告知について



本人への影響を考えて告知をしないことを希望するご家族もいます。若年性認知症の場合、退職や免許返納などの重要な決定をする場面や、これからの人生を自分らしく生きていくためにも、また自分の状態を知って治療や周囲の人の支援を受け入れられるようになるためにも、病名や病気の特徴を知り、今後について説明を受けることが重要です。

4-1 利用できる制度やサービス

若年性認知症の方が利用できる医療給付や精神障害者保健福祉手帳の制度は、障害の認定を受ける必要があります。



府中市医療・介護・地域資源情報検索サイト「ふちゅナビ」

市内にある医療機関や介護サービス提供事業所、通いの場やサロン等を誰でも簡単にパソコンやスマートフォンで検索できます。介護予防・地域活動（ボランティア、体操、交流の場など）も掲載しています。



パソコンからはこちら
<https://chiiki-kaigo.casio.jp/fuchu>



スマートフォンからは
 右の二次元コードを
 読み込んでください。



下記の冊子も発行しておりますので、ぜひご覧ください

※市役所 1 階高齢者支援課、各地域包括支援センター、市政情報センター、各文化センターにて配布しています



府中市では介護保険制度の案内や、国・都・市などが行っている高齢者のための福祉サービスをまとめた「介護保険・高齢者福祉サービスガイドブック ふくしのしおり」を作成しています。

認知症あんしんガイド



府中市では認知症の進行に合わせて、どのような支援や介護サービスを受けることができるかをまとめた「認知症あんしんガイド」を作成しています。



府中市では自宅での療養生活を考える時に役立つ情報や相談窓口をまとめた「在宅療養ハンドブック」を作成しています。

4-2 利用できる制度やサービス



相談したい（病院のことや、今後の生活のことなど）

東京都多摩若年性認知症総合支援センター	東京都が多摩地域に設置した若年性認知症のワンストップ相談窓口です。様々な関係機関と連携して相談に対応するため、まずはセンターへご相談ください。 所在地：日野市多摩平2-2-4ニコール豊田ビル4階 電話相談：042-843-2198（平日9時から17時まで）
若年性認知症コールセンター	若年性認知症の電話相談窓口です。全国からの相談を受けています。 電話相談：0880-100-2707 （月火木金土10時から15時まで。水のみ10時から19時まで。）
地域包括支援センター	認知症の方や家族を支援するため、府中市が設置している総合相談窓口です。（P11へ）
府中市社会福祉協議会	地域福祉コーディネーターが困りごとを抱えている方に寄り添い、解決に向けて一緒に考えます。お気軽にご相談下さい。 電話：042-334-3040
通院先の医療相談室など	通院先の医療機関に医療相談室などがあれば、ソーシャルワーカーにご相談ください。



受診したい

根岸病院 認知症疾患医療センター	府中市の認知症疾患医療センターです。認知症に関する診断や相談ができます。 電話相談：042-572-4171（平日9時から17時まで）
杏林大学医学部附属病院 認知症疾患医療センター	北多摩南部地域（府中市、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、小金井市）の認知症疾患医療センターです。かかりつけ医からの紹介状が必要です。 電話相談：0422-44-0634（平日9時から16時まで）
認知症専門医	認知症を専門とする医師で、それぞれの学会が認定した専門医です。 ○日本老年精神医学会：http://www.rounen.org/の中の日本老年精神医学会認定「こころと認知症を診断できる病院&施設検索」 ○日本認知症学会：https://dementia-japan.org/の中の「専門医・施設一覧」

診断後、どのような制度が利用できますか

自立支援医療 （精神通院医療）	認知症で指定医療機関に通院治療している場合、その医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担額が1割となります。なお、市民税所得割額や疾病等に応じた自己負担上限額及び支給制限があります。また、市民税非課税世帯は自己負担上限額の助成が受けられます。	障害者福祉課援護係 042-335-4162
精神障害者保健福祉手帳	精神に障害のある方が様々な支援を受けるために必要な手帳で、1～3級の方に交付します。認知症で医療機関に初めてかかった日（初診日）から、6か月经過した時点での診断書を作成し、その障害の程度で決められます。	
手帳申請のための 診断料の助成	精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳を受けるために、必要な診断料（文書料）について5,000円を限度に助成します。	
身体障害者手帳	身体に障害のある方が様々な援護を受けるために必要な手帳で、指定医の診断に基づき交付します。脳血管障害により「肢体不自由」「視覚障害」「言語障害」などの身体症状があり、生活に支障をきたす場合に申請できます。障害が固定、あるいは6か月以上続いている場合に申請できます。	

4-3 利用できる制度やサービス

診断後、どのような制度が利用できますか（つづき）

障害年金	<p>病気やけがが原因で障害の状態となったときに受給できる公的年金制度で、障害基礎年金や障害厚生年金などがあります。制度ごとに受給に必要な条件があり、この条件を満たした場合に受給できます。</p> <p>まずは初診日などを整理して、年金相談窓口にご相談ください。なお、相談窓口は初診日に加入していた年金制度により異なりますので、次のとおり該当する相談窓口にお尋ねください。</p>		
	初診日に加入していた年金制度	請求する年金	相談窓口
	国民年金	障害基礎年金	保険年金課年金係 042-335-4066 府中年金事務所 042-361-1011
	厚生年金 (会社員など)	障害厚生年金	府中年金事務所 042-361-1011
	共済組合等 (公務員など)	障害厚生年金	各共済組合等
障害のある方への減免・割引サービス	<p>身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯に下水道料金の基本料金分を減免します。</p>		下水道課業務係 042-335-4381
	<p>NHK受信料の免除、都営交通の無料パス、民営バスの割引、タクシー運賃の割引等。 ※いずれも、障害の種類や程度によって対象者が異なります。</p>		障害者福祉課生活係 042-335-4545
特別障害者手当（国）	<p>精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。判定基準が手帳の基準と異なり、所定の診断書が必要となりますので、一度ご相談ください。</p>		障害者福祉課援護係 042-335-4162
難病医療費助成制度	<p>国が指定する難病（前頭側頭葉変性症など）の方に対して、該当する疾患に関わる医療費の一部を助成する制度です。ただし、課税状況に応じた自己負担上限額があります。</p>		

今の職場で働きたい



配置転換の相談	<p>退職してしまうと再就職が難しいことが多いため、上司・人事担当者・産業医と話し合い、配置転換が可能なのかを相談してみましょう。</p>
企業の障害者雇用	<p>精神障害者保健福祉手帳を申請して、障害者枠での雇用転換が可能かどうかを上司や人事担当者と相談しましょう。</p>

4-4 利用できる制度やサービス



休職・退職した場合、どのような制度が利用できますか

傷病手当金	休職したら	全国健康保険協会または健康保険組合に加入しているご本人が、病気や業務外のけが等で仕事を休み、給料を受けられない時に、その間の生活の保障を行うことを目的として設けられている制度。病気やけがで連続して休んだ場合、4日目から支給されます。	
退職後の健康保険	退職したら	退職後の健康保険の加入については、次の3つの選択肢があります。 ① 現在の保険を一定の条件で任意継続する。 任意継続被保険者といい、保険料は全額自己負担（上限あり）となり、原則最長2年まで。退職して20日以内に手続きする必要があります。 ② 国民健康保険に切り替える 保険料は、加入する方の前年の所得や人数及び世帯の状況によって異なります。 ③ 家族の健康保険に加入し、被扶養者になる	① 詳細は、加入している健康保険組合にお尋ねください ② 保険年金課保険税係 042-335-4055 ③ 家族の健康保険組合にお尋ねください
雇用保険（失業給付）	退職したら	会社を退職したあと、失業給付を受けるには、ハローワークに「求職の申込み」を行い、求職活動をして「失業の認定」を受ける必要があります。病気などで求職活動がすぐにできない場合は、ハローワークに届けることにより、受給期間を延長することができます。	ハローワーク府中 042-336-8609

自分にできることをしたい

府中公共職業安定所 (ハローワーク府中)	障害のある方のための専門窓口を設置しており、就職活動の相談や障害者専用求人への紹介などを行っています。	ハローワーク府中 042-336-8609
障害者就労支援センター み～な	障害のある方で、働いている方・働きたいと思っている方の支援を行っています。初めての方は、電話でご相談ください。	障害者就労支援センター み～な 042-360-1312
障害者福祉サービス 就労継続支援A・B型等	障害のある方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者総合支援法による様々なサービスがあります。身体障害者手帳、精神障害者精神保健福祉手帳をお持ちの方はご相談ください。	障害者福祉課 サービス支援担当 042-335-4962 (身体・知的) 042-335-4022 (精神・発達)

認知症のご本人様より

「本人にとってよりよい暮らしガイド
～一歩先に認知症になった私たちからあなたへ～」

このガイドは、一足先に認知症の診断を受け日々を暮らしている方達から、自分らしく生きるためのヒントを得ることが出来る冊子です。



発行：東京都健康長寿医療センター
制作協力：日本認知症本人ワーキンググループ

「認知症と診断されても、
日々、自分らしく生きていく。
続けていこう、”希望の道”を。」



この動画は、「希望大使」や「認知症の人と家族の会」に協力いただき、全国の認知症の人が自分らしく前向きに認知症とともに生きていく姿がおさめられています。
(厚生労働省ホームページより)



4-5 利用できる制度やサービス

その他の経済的な支援やサポート





くらしと仕事の相談	仕事が見つからない、収入が不安定、住まいを失うおそれがある、家計管理が難しいなど生活に困っている方の相談を包括的に受け、一緒に困りごとを解消していきます。	生活福祉課 自立生活支援担当 042-335-4191
福祉総合相談	福祉に関して年齢や属性を問わず、さまざまな不安や困りごとを受け止め、関係機関と連携しながら支援します。「福祉に関する困りごとをどこに相談すればよいかわからない」場合にご利用ください。	生活福祉課 福祉総合相談 042-335-4219
住宅ローン・生命保険に関する手続き	住宅等のローンや生命保険の契約内容によっては、認知症によってローンの免除や高度障害保険金を受けることができる場合もあるため、契約内容を確認しましょう。	各金融機関、各保険会社
生活福祉資金貸付制度	低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して貸付と相談支援を行うことにより、生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。なお、対象の要件がありますので、担当までお問合せください。	府中市社会福祉協議会 生活福祉資金担当 042-360-9996
生活保護	国が定める基準（最低生活費）を、世帯の収入及び資産が下回る場合に、その不足分を補うことで、憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の力やほかの方法で生活できるように支援します。	生活福祉課 生活保護相談担当 042-335-4038
子どもの学習支援事業	経済的理由により、学習の機会に恵まれない中学生を対象に、市内5か所の会場で学習支援（学習室）を実施しています。対象は生活保護世帯と就学援助認定を受けた中学生となります。	生活福祉課 子どもの学習・生活支援担当 042-335-4191
就学援助費	経済的な理由により、教育費の支払いにお困りの小・中学生の保護者に対して、学用品費などの一部を援助しています。申込みは学務保健課で受け付けています。	教育委員会 学務保健課学務係 042-335-4436
奨学金	高校、高専、特別支援学校の高等部、専修学校、短大、大学へ進学しようとする方やその保護者、または在学中の方を対象に奨学金制度を設けています。なお、対象の要件がありますので、詳しくは担当までお問合せください。	教育委員会 教育総務課学校庶務係 042-335-4428
受験生チャレンジ支援貸付事業	都では、子どもの教育機会を確保するため、中学3年生・高校3年生の受験にかかる塾代・受験料を無利子で貸し付けます。なお、対象の要件がありますので、詳しくは担当までお問合せください。	地域福祉推進課 社会福祉係 042-335-4161
子どもの就学資金	世帯の経済状況により、子どもの就学に関する費用の支援が必要な場合は、国の制度として日本政策金融公庫が行っている「国の教育ローン」、日本学生支援機構奨学金などがあります。	
介護マーク	 介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。各地域包括支援センター、市役所高齢者支援課でお渡ししています。	高齢者支援課 在宅療養推進担当 042-335-4106
ヘルプカード ヘルプマーク	 援助や配慮を必要としている方がそのことを周囲に知らせることができるマークです。カードには緊急連絡先や必要な支援内容を記入して携帯します。災害時や日常生活で困った時に支援を求めやすくするためのカードです。	障害者福祉課 生活係 042-335-4545

4-6 利用できる制度やサービス



家族介護者が出会える場所

若年性認知症介護者の会 「きらきら」	日時：第2金曜日 13時30分～15時30分 場所：ふれあい会館(府中町1-30) 参加費：100円(お菓子代)	府中市社会福祉協議会 042-364-5382 
介護者の会「けやき」	日時：第3木曜日 13時30分～15時30分 場所：ふれあい会館(府中町1-30) 参加費：100円(お菓子代)	
介護者の会「此の花」	日時：第2土曜日 13時30分～15時30分 場所：市民活動センタープラッツ(宮町1-100) 参加費：無料	
介護者の会「雲雀」	日時：第4水曜日 13時30分～15時30分 場所：男女共同参画センター「フュール」(住吉町1-84) 参加費：無料	
認知症家族介護者教室 「オレンジサロン」	認知症の家族を介護されている方、認知症について知りたい方など、どなたでも参加できます。オンラインで講師と会場につながります。 日時：奇数月の第4土曜日 14時～16時 場所：お問合せください 参加費：無料	各地域包括支援センターへ (P11へ)
認知症カフェ 「ゆずカフェ」	日時：毎月第2木曜日 14時～16時 場所：は～もにい(寿町1-1旧グリーンプラザ分館1階) ※飲み物をご注文ください	府中市社会福祉協議会 042-364-5382
認知症カフェ 「roots(ルーツ)」	専門職を交えて、認知症についての悩みや疑問、情報交換をしています。どなたでも参加できます。 日時：偶数月の第2木曜日 13時30分～15時 場所：根岸病院1階	根岸病院認知症疾患医療センター 042-572-4171
しんまちオレンジカフェ	日時：第1水曜日 13時30分～15時(祝日除く) 場所：新町文化センター(新町1-66) 参加費：無料	地域包括支援センター しんまち 042-340-5060
栄町オレンジカフェ	日時：第1月曜日 13時30分～15時(祝日除く) 場所：エイジフリーハウス府中栄町(栄町3-8-1) 参加費：無料	
浅間町オレンジカフェ	日時：第3水曜日 13時30分～15時(祝日除く) 場所：生涯学習センター(浅間町1-7) 参加費：無料	
ケアラーワークス	若年性認知症の場合、子どもが未就学児や学齢期の場合もあります。20代の若者が親のケアをしている場合もあります。家族には言えない悩みや思いを話してみませんか。子ども世代のつどいも実施しています。	042-309-5130 平日10時～17時(祝日除く) 公式LINEもありますのでお気軽にご連絡ください。 

Bさんの場合



※プライバシー保護のため、内容は変更しています。

夫は40代で仕事上のトラブルが続き、退職せざるを得ませんでした。3人の子どもは就学中で、一番下が中学1年でした。その後、若年性認知症の前頭側頭型認知症と診断されました。私が働かなければ生活できず、夫の介護と子ども達のケアを一人で担う状況でした。また、当時は今のような相談先や支援が充実しておらず、周囲の人の若年認知症への理解もなかったため、本当に辛い思いをしました。今は若年性認知症介護者の会「きらきら」に参加し、自分の体験や思いを少しずつ話せるようになりました。

5 若年性認知症介護者の会「きらきら」参加者の声

※プライバシー保護のため、内容は変更しています。

【Cさん(男性)フリーランスの奥様】

62歳で若年性認知症と診断され、グラフィックデザイナーの仕事が続けられなくなりました。若年性認知症といっても、脳のどこが障害を受けたかによって、現れる症状は違います。夫は文字や線を書くことができなくなりました。そのような中、昔の雑誌の切り抜きを襖一面に貼って、コラージュを完成させました。現在は、特別養護老人ホームへ入所しています。言葉での意思疎通が難しいため、当時夫がどんな思いを抱えて、コラージュとして表現したのか分かりませんが、病を抱えた夫が表現した大作です。

※表紙のご夫婦がCさんと奥様です。病気になる前まで出店していた大好きなデザインフェスタに遊びに行った時のものです。

【Dさん(男性)会社員の奥様】



夫は58歳で四国のお遍路へ行くため早期退職しました。本人は話しませんが、仕事上でもうましくない事があったようです。72歳で若年性認知症と診断されましたが、診断が出るまでだいぶ時間がかかりました。後に知りましたが、夫の机の引き出しを整理していたら、認知症検査で聞かれる質問や図形を書く練習をしていた跡がありました。夫は自分の病気に気付いていたと思いますし、とても不安だったと思います。

その後、シニアクラブに参加させてもらい、一緒にグランドゴルフをしたりと本当によくしてもらいました。認知症と知った上で、仲間が迎えに来てくれるなど、本当にいい仲間に出会えたことに感謝しています。

※表紙の「遍路行記」はDさんが認知症の症状がありながら、四国を巡った記録です。

【Eさん(男性)会社員の奥様】



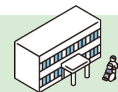
夫は若年性認知症の意味性認知症と診断されました。言葉の理解が難しく、漢字の意味を取り違えることがあります。言葉で聞くよりも文字で読む方が理解ができます。音として聞いたものを脳の中で変換させることが難しいように感じます。

こだわりも強く、決まった予定で家を出る時など、〇時〇分きっかりに出るということを崩せません。

探し物をしていることも多く、「〇〇がない。」と言って終わってしまいます。どの時点まであったのかなど、記憶を遡って探すことが出来ず、私が探して見つかることが多いです。

自分への不安からなのか、感情の起伏が激しい時もあり、感情のコントロールが難しいように思います。夫の言動や行動の先回りをする対応を心掛けています。

【Fさん(男性)自営業の奥様】



57歳で前頭側頭葉変性症の意味性認知症と診断され、言葉の理解や社会性の欠如など、次々と起こる出来事に混乱しながら対応してきました。5年前に認知症対応型デイサービスの職員の方々の根気よく、きめ細やかな対応のおかげで通所できるようになりました。認知症には歩く事が効果があると調べ、自宅にいる時には毎日何キロも歩いていました。次第にトイレの場所や一時停止の看板の理解ができなくなり、必ず私が同行するようになりました。私の休息のためにショートステイを利用しましたが、帰宅願望が強かったり、他の方の居室に入る等で断られ、絶望的な心境になりました。若年性認知症の場合、事業者の受け入れる体制づくりに行政の支援が必要だと思います。現在は少し穏やかになり、ショートステイを利用できるようになりました。これからも、できるだけ在宅生活を続けて行ければと思っています。

【Gさん(男性)会社員の奥様】



夫が59歳の時にもの忘れに気づき、脳の検査を受けましたが年相応とのことでした。仕事ではミスが続いて解雇され、その後、別の病院で若年性認知症と診断されました。

7年後、膀胱癌が分かり、私は言葉がはっきり話せない今の夫には、伝えても分からないだろうと思って友人に相談しました。友人から「認知症だからって、分かってないわけではないから、本人に直接聞いてみたら」と言われました。私は夫の調子のよい時に、癌や手術のことを伝えたと、「僕は手術をして欲しい。生きたい。」とはっきり話し、本当に驚きました。夫の意思を尊重し、無事に手術を終えられましたが、どんなに認知症が進んでも、何も分からない訳ではないと感じました。



6 府中市地域包括支援センター

認知症の方やその家族を支援するため、府中市が設置している総合相談窓口です。心配なことがある方は、お住まいの地区の身近な相談窓口、地域包括支援センターへご相談ください。



名称	電話番号	担当地区
地域包括支援センター 泉苑	042-366-0171	北山町、西原町、武蔵台
地域包括支援センター よつや苑	042-334-8141	四谷
地域包括支援センター あさひ苑	042-369-0080	朝日町、多磨町、紅葉丘、若松町（3～5丁目）
地域包括支援センター 安立園	042-367-0550	寿町、幸町、天神町（1・2丁目）、八幡町、晴見町（1・2丁目）、日吉町、府中町、緑町、宮西町（1丁目）、宮町
地域包括支援センター おしたて	042-363-1661	押立町、車返団地
地域包括支援センター かたまち	042-336-5831	片町、日鋼町、分梅町（1丁目）、本町、宮西町（2～5丁目）、美好町、矢崎町
地域包括支援センター しんまち	042-340-5060	栄町、新町、浅間町、天神町（3・4丁目）、晴見町（3・4丁目）
地域包括支援センター 白糸台	042-407-8080	小柳町（1・3丁目）、清水が丘（3丁目）、白糸台（車返団地除く）、若松町（1・2丁目）
地域包括支援センター にしふ	042-360-1380	東芝町、西府町、日新町、本宿町
地域包括支援センター これまさ	042-314-0451	小柳町（2・4～6丁目）、是政、清水が丘（1・2丁目）
地域包括支援センター みなみ町	042-336-1250	住吉町、分梅町（2～5丁目）、南町

編集：府中市在宅医療・介護連携会議 認知症部会

発行：府中市福祉保健部高齢者支援課在宅療養推進担当 第4版 令和8年3月発行

[電話]042-335-4106 [Fax]042-335-0090